

ID: 1605

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【根拠条文】 (地域相談支援給付費) 第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日